

【特別徴収税額の納期の特例の制度について】

- 1 この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者が常時10人未満(小松島市外の在住者を含む、臨時雇用者を除く)の事業所等の特別徴収義務者です。
- 2 この特例の適用を受けた場合には、次に掲げる期間の特別徴収税額を、それぞれの期限までに納入することになります。

6月から11月までの期間に徴収した特別徴収税額	→	12月10日まで
12月から5月までの期間に徴収した特別徴収税額	→	6月10日まで

※10日が土曜、日曜、祝日の場合は、金融機関の翌営業日まで
- 3 この特例の適用を受けた後において給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合は、遅滞なく「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

【申請についての注意事項】

- 1 滞納や著しい納入遅延がある場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。
- 2 この申請書の提出前1年以内に特例の承認の取消通知を受けたことがある場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。
- 3 この特例の承認を受けた後において滞納や納入遅延が発生した場合は、承認を取消されることがあります。

【提出および問い合わせ先】

〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
小松島市役所 総務部税務課 納税普及担当
電話 0885-32-3928 FAX 0885-33-3401